

市民生活部

1 戸籍・住民基本台帳事務 5-3

(1) 人口・世帯数

平成 26 年 3 月 31 日現在

登 録 人 口	住 民 基 本 台 帳	男	110,783 人	235,469 人	世 帯 数	95,466 世帯
		女	124,686 人			
	本 籍	270,457 人			本 籍 数	109,494 戸籍
	印 鑑	148,839 人				

※ 平成 24 年 7 月 9 日の住民基本台帳法改正に伴い、外国人住民を含む。

(2) 届出事件数（平成 25 年度）

（住民票）

種別	異動事由	処理件数	種別	異動事由	処理件数
転入届	転入	6,308	職権記載等	職権記載	8
	未届転入	20		職権回復	13
転居届	転居	6,016		帰化	8
転出届	転出	6,047		職権消除	213
	国外移住	274		国籍喪失	0
世帯変更届	世主変更	174		戸籍届出	2,989
	世帯変更	39		戸籍通知	624
	世帯合併	167	その他	転出取消	57
	世帯分離	349		職権修正	8,206
職権記載等	出生	2,083		修正	2,284
	死亡	2,528	合計		38,407

※ 「その他」の「職権修正」には、転入通知及び方書を記載した職権修正を含む。

（戸籍の附票）

種別	件数
記載	33,761
消除	1,967
計	35,728

※ 「記載」には、方書を記載した職権修正を含む。

(印鑑)

種 別	件 数
登 録	9,822
修 正	6,194
除 票	9,880
計	25,896

※ 「修正」には、方書を記載した職権修正を含む。

(戸籍事務)

区 分		件 数	区 分		件 数
1	出 生	3,098	19	帰 化	6
2	国 籍 留 保	18	20	国 籍 喪 失	3
3	認 知	41	21	国 籍 選 択	2
4	養 子 縁 組	235	22	外 国 国 籍 喪 失	0
5	養 子 離 縁	59	23	氏 の 変 更	42
6	法 73 条の 2・法 69 条の 2	1	24	名 の 変 更	27
7	婚 姻	2,996	25	転 籍	1,166
8	離 婚	653	26	就 籍	0
9	法 77 条の 2・法 75 条の 2	275	訂 正 ・ 更 正	①市町村長職権	122
10	親権・未成年者の後見・後見監督	32		②法 24 条 2 項	2
11	死 亡	3,315		③法 113 条・114 条	2
12	失 踪	7		④法 116 条	2
13	復 氏	8		⑤続柄の記載更正（嘱託）	1
14	姻 族 関 係 終 了	6		⑥続柄の記載更正（申出）	13
15	相 続 人 廃 除	0		計	142
16	入 籍	633	28	追 完	0
17	分 籍	43	29	そ の 他	7
18	国 籍 取 得	1	30	不 受 理 申 出	49
			計		12,865

(3) 証明書自動交付機

① 設置年月日 平成 10 年 8 月 1 日

平成 17 年 3 月 22 日から庁舎 1 階フロアーに 2 台、平成 23 年 3 月 1 日から大和支所に

1 台増設し、計 5 台稼働。

② 設置場所・利用時間等

ア 佐賀市役所本庁 1 階西玄関（1 台）

月～金 午前 8 時～午後 9 時

土・日・祝・12/29・12/30 午前 8 時～午後 5 時

休止日 年末年始（12 月 31 日～1 月 3 日）

イ 佐賀市役所本庁 1 階フロアー（2 台）

月・水・木・金 午前 8 時 30 分～午後 5 時

火 曜 午前 8 時 30 分～午後 7 時

日 曜 午前 9 時～午後 4 時

休止日 土曜・祝日、年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）

ウ エスプラッツ 2 階市民サービスセンター前（1 台）

月～金 午前 10 時～午後 7 時

土・日・祝 午前 10 時～午後 5 時

休止日 年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）

エ 大和支所東玄関（1 台）

月～金 午前 8 時 30 分～午後 9 時

土・日・祝・12/29・12/30 午前 8 時 30 分～午後 5 時

休止日 年末年始（12 月 31 日～1 月 3 日）

○ 月別自動交付機集計表（平成 25 年度）

月	発行部数	各証明書毎の全発行数に占める交付率（％）				全体（％）
		印鑑登録証明書	住民票の写し	所得課税証明書	納税証明書	
4	4,285	34.44	17.77	2.91	1.19	21.75
5	3,737	33.50	17.62	2.28	0.47	22.53
6	5,150	36.84	18.51	3.31	1.86	16.50
7	4,950	35.52	19.07	3.05	1.19	20.70
8	3,655	33.62	18.68	2.75	2.07	21.42
9	4,380	37.99	20.75	2.28	0.91	23.34
10	3,892	35.06	19.67	2.38	0.24	22.83
11	3,708	34.79	18.57	2.14	1.00	22.47
12	3,994	35.79	20.89	2.79	0.82	24.72
1	4,372	35.50	20.97	1.96	0.91	24.51
2	5,091	38.20	21.46	2.11	0.60	26.01
3	6,659	37.05	19.59	1.85	1.94	23.13
合計	53,873	35.78	19.44	2.71	1.06	22.16

(4) 住民基本台帳ネットワークシステム

住民基本台帳ネットワークシステムとは、市町村が管理している住民基本台帳を、他の市町村や都道府県、指定情報処理機関と専用回線で結ぶ全国規模のネットワークシステム

である。

市町村の区域を越えて住民基本台帳に関する事務処理や、国の機関や都道府県に本人確認情報の提供を行っている。これにより、法律で定められた事務について、住民票の添付が順次不要となる。

① 住基カード多目的サービス開始（平成 16 年 6 月 1 日）

住基カードの普及と、お客様の利便性向上のため、多目的利用サービスを実施している。暗証番号の登録により証明書自動交付機を利用し、現在、最高 4 種類の証明書（住民票・印鑑登録証明書・所得課税証明書・納税証明書）を取得することができる。

○ 住民基本台帳ネットワークシステム関係統計表（平成 25 年度）

月	住基カード 交付件数	広域交付 住民票の写し	特例転出入	電子証明書 交付件数
4	116	20	36	6
5	96	7	21	3
6	89	14	18	2
7	132	22	26	6
8	103	20	28	2
9	108	14	20	6
10	103	15	19	6
11	94	19	19	12
12	76	18	16	16
1	92	29	12	55
2	141	18	20	112
3	143	18	53	104
合計	1,293	214	288	330

(5) 郵便局証明書発行サービス

市役所から遠隔地にお住まいのお客様の時間的・経済的負担の軽減を目的として開始した。

① 開始：平成 16 年 6 月 1 日

佐賀嘉瀬郵便局、蓮池郵便局、川久保郵便局で業務開始

② 拡大：平成 18 年 6 月 1 日

北山郵便局、三反田郵便局でも業務開始

③ 取り扱う証明書の種類

住民票の写し、印鑑登録証明、戸籍、戸籍の附票の写し、税証明

○ 郵便局証明書発行サービスでの交付枚数（平成 25 年度）

郵便局	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
佐賀嘉瀬	78	69	94	78	42	49	64	56	88	51	69	88	826
蓮 池	31	18	16	36	11	21	23	22	33	30	26	34	301
川久保	80	62	84	87	63	51	53	90	61	91	77	88	887
北 山	10	4	10	5	3	4	5	8	7	7	12	3	78
三反田	6	19	7	7	2	9	9	14	6	14	17	16	126
合 計	205	172	211	213	121	134	154	190	195	193	201	229	2,218

2 総合窓口 5-3

(1) 概 要

平成 13 年 10 月 29 日開設

① 「届出コーナー」

戸籍の届出、住所の変更、印鑑登録、住民基本台帳カードの発行、住所の変更に伴う国民健康保険、国民年金、後期高齢者医療、小中学校の指定等の手続きを一括して取り扱う。

② 「証明コーナー」

住民票の写し、戸籍、戸籍の附票の写し、印鑑登録証明、税証明などの証明書の交付を取り扱う。

(2) 平日窓口延長サービス（本庁のみ）

開始：平成 12 年 10 月 3 日

① 取扱時間

毎週火曜日は窓口の取扱時間を 2 時間延長し、午前 8 時 30 分から午後 7 時までとする。

② 取扱業務

戸籍の届出、住所の変更、印鑑登録、住民票の写しなどの各種証明書の発行、住民基本台帳カードの発行

(3) 日曜窓口サービス（本庁のみ）

開始：平成 16 年 2 月 15 日（同年 6 月 27 日まで試行。その後継続実施）

① 取扱時間

毎週日曜日 午前 9 時から 12 時、午後 1 時から 4 時

② 取扱業務

戸籍の届出、住所の変更、印鑑登録、住民票の写しなどの各種証明書の発行、住民基本台帳カードの発行

(4) 繁忙期窓口開設サービス（本庁のみ）

開始：平成 14 年 3 月（3 月末と年度初めの繁忙期に窓口の取扱時間を拡大している。）

① 土日サービス（平成 25 年度の取り組み）

平成 26 年 3 月 29 日（土）・30 日（日）・4 月 5 日（土）・6 日（日）の 4 日間に、午前 9 時から 12 時まで及び午後 1 時から 4 時まで窓口を開設した。

② 平日窓口延長サービス（平成 25 年度の取り組み）

平成 26 年 3 月 24 日（月）から 4 月 4 日（金）までの平日の 10 日間は、窓口の取扱時間を 1 時間延長し、午後 6 時までとした。

※ 毎週火曜日は、午後 7 時まで延長

(5) 各種手数料及び取扱件数一覧（平成 25 年度）

種 別	手数料(円)	件 数
住民票の写し	300	138,416
住民票記載事項証明書	300	5,073
印鑑登録証明書	300	85,253
戸籍謄本	450	40,152
戸籍抄本	450	11,544
戸籍一部事項証明書	450	45
戸籍記載事項証明書	350	5
除籍謄本	750	42,765
除籍抄本	750	316
除籍一部事項証明書	750	0
除籍記載事項証明書	450	0
受理証明	350・1,400	322
届出証明	350	201
戸籍の附票の写し	300	17,756
住民票閲覧	300	14,044
広域交付住民票の写し	300	273
住民基本台帳カード	500	1,270
印鑑登録証再登録	500	4,098
転出証明書	無 料	6,021
身分証明書	300	2,305
その他の諸証明	300	3,920
自動車臨時運行許可	750	1,858
所得証明書	300	17,479
課税証明書	300	1,039
所得課税証明書	300	20,478
納税証明書	300	4,739
事業所証明書	300	134
固定資産証明書	300	9,189
合 計		428,695

※ 税証明については総合窓口取り扱い分のみ。

3 市民サービスセンター 5-3

エスプラッツ 2 階に市民サービスセンターを設置し、各種証明書の発行や県からの権限委譲により一般旅券の申請受理及び交付事務を開始した。

開始：住民票等の各種証明発行 平成 19 年 8 月 1 日

一般旅券の申請受理及び交付 平成 19 年 9 月 1 日

(1) 窓口時間

平 日 午前 10 時から午後 6 時 30 分まで（火曜日は午後 7 時まで）

日曜日 旅券の受け取りのみ可能。時間は正午から午後 4 時まで

閉庁日 土曜日・祝日（ただし日曜日が祝日の場合は開所）・年末年始

(2) 取り扱う事務

① 一般旅券申請の受理及び交付（訂正、紛失、渡航先追加、増補申請を含む。）

② 各種証明書の発行（次の証明書の発行を行っている。）

住民票の写し、住民票記載事項証明書、印鑑登録証明書、戸籍、除籍、身分証明書、戸籍の附票の写し、納税証明書（軽自動車、国民健康保険に関する証明は除く。）、所得課税証明書、完納証明書、固定資産証明書、事業所証明書

○ 市民サービスセンター旅券申請件数及び証明書発行件数（平成 25 年度）

月	旅券	戸籍	住民票等	印鑑登録 証明書	諸証明	税証明
4	412	267	215	69	1	46
5	360	252	171	67	8	28
6	424	272	269	54	4	173
7	671	347	273	59	8	73
8	620	316	172	49	1	36
9	449	296	154	39	4	73
10	394	265	165	62	17	48
11	354	226	192	60	2	39
12	442	251	170	39	12	29
1	516	258	188	62	3	34
2	498	225	214	75	10	22
3	505	262	204	91	9	64
合計	5,645	3,237	2,387	726	79	665

4 市民相談 5-2

市民相談コーナーで、市民からの行政一般に関するお尋ねへの対応と、目的に沿った相談事業を実施している。

◎ 本庁 1 階市民相談コーナーでの相談

平成 26 年 4 月 1 日現在

相 談 名	開 催 日 時	担 当	相 談 内 容
一 般 相 談	月～金曜日 8:30～17:00	市民相談コーナー 担 当 相 談 員	市の業務についての意見、日常生活上の悩みごと、心配ごとなど
法 律 相 談	毎週木曜日 13:30～16:30 ※第 1・3 木曜日は 10:00～12:00 も実施	佐 賀 県 弁 護 士 会	民事上の法律問題、土地家屋、相続、離婚、消費者金融等の金銭貸借など
人権・心配ごと 相 談	毎週火曜日 13:30～16:30	佐 賀 県 人 権 擁 護 委 員 連 合 会	人権を侵害されたと思われる相談、日常生活上の悩みごと、心配ごとなど
税 務 相 談	第 1・3 水曜日 13:30～16:30	九州北部税理士会 佐 賀 支 部	所得税、法人税、贈与税などの手続き全般
土 地 建 物 相 談	第 2・4 月曜日 13:30～16:30	佐 賀 県 宅 地 建 物 取 引 業 協 会	借地、借家などの契約及び苦情全般
行 政 相 談	第 1・2・3 金曜日 13:30～16:30	行 政 相 談 委 員	役所や特殊法人などに関する相談
行政書士による 相 談	第 4 金曜日 14:00～16:00	佐賀県行政書士会	法務関係文書及び官公庁への認可申請などに関する相談
司法書士による 相 談	第 4 水曜日 13:30～16:30	佐賀県司法書士会	登記、相続、遺言、成年後見などの相談
土地家屋調査士 に よ る 相 談	第 3 月曜日 13:30～16:30	佐 賀 県 土 地 家 屋 調 査 士 会	土地・建物の表題登記や境界問題に関する相談（平成 26 年 4 月開始）
暴力に関する 相 談	月～金曜日 10:00～17:00	市民相談コーナー 担 当 相 談 員	日常生活での暴力に関する悩み、心配ごと

◎ 支所での相談

平成 26 年 4 月 1 日現在

支所名	相 談 名	開 催 日 時	場 所
諸 富	人 権 ・ 行 政 相 談	毎月第 4 金曜日 13:30～16:00	諸富支所
大 和	法 律 相 談	偶数月第 2 木曜日 13:30～16:30	大和支所
	人 権 ・ 行 政 相 談	毎月第 3 木曜日 10:00～12:00	大和老人福祉センター
富 士	人 権 相 談	不定期（市報で広報）	富士支所
	行 政 相 談	毎月第 4 水曜日 10:00～15:00	
三 瀬	人 権 ・ 行 政 相 談	毎月第 2 水曜日 9:30～12:00	三瀬公民館
川 副	法 律 相 談	奇数月第 2 木曜日 13:30～16:30	川副支所
	人 権 ・ 行 政 相 談	毎月第 2 水曜日 9:00～12:00	
東 与 賀	人 権 ・ 行 政 相 談	毎月第 3 水曜日 13:30～16:00	東与賀保健福祉センター
久 保 田	人 権 相 談	不定期（市報で広報）	久保田老人福祉センター
	行 政 相 談	毎月第 1 金曜日 10:00～15:00	

◎ 本庁での相談・案内等件数

相 談 の 種 類	一 般 相 談	特 別 相 談							総 合 案 内	暴 力 に 関 す る 相 談	交 通 災 害 共 済 加 入 申 込	合 計
		法律相談 （大和・川副支所含む。）	人 権 ・ 心 配 ご と 相 談	税 務 相 談	土 地 建 物 相 談	行 政 相 談	行 政 書 士 に よ る 相 談	司 法 書 士 に よ る 相 談				
H24	2,728	509	117	37	63	9	12	58	72,891	10	323	76,757
H25	1,674	610	84	59	71	4	10	62	61,525	12	322	64,433

5 つくし斎場 5-3

(1) 施設の概要

- ① 位 置 佐賀市金立町大字金立 1197 番地 465
- ② 敷地面積 5,787 m²
- ③ 建築面積 1,336 m²
- ④ 建物構造 鉄筋コンクリート 2 階建
- ⑤ 施設内容
- ア 待合棟
- 1 階 ホール、待合室(5 室)、事務室、応接室、湯沸室、便所、売店、機械室
- 2 階 ホール、待合室(2 室)、湯沸室、便所
- イ 火葬棟
- 受付、ホール、炉前室、拾骨室(3 室)、遺体安置室、作業室、電気室、
火葬炉 7 基(1 炉 1 再燃焼炉付)、作業員控室
- ウ 駐車場
- 45 台収容
- ⑥ 着工及び竣工 昭和 54 年 2 月 24 日着工 昭和 55 年 3 月 15 日竣工
- ⑦ 業務開始 昭和 55 年 4 月 1 日
- ⑧ 事業費 3 億 8,300 万円

(2) 使用料

平成 26 年 4 月 1 日現在

① 遺がいの火葬 (1 体につき)	市内居住者	市外居住者
大人	6,500 円	60,000 円
子ども (10 歳以下)	4,600 円	40,000 円
死産児	3,300 円	20,000 円
② 改葬遺がいの火葬 (1 体につき)	死亡後 3 年未満	死亡後 3 年以上
大人	6,500 円	4,600 円
子ども (10 歳以下)	4,600 円	2,600 円
③ 身体の一部等の焼却	10 kg まで	10 kg を超え 1 kg 増すごとに
	1,300 円	130 円
④ 遺体安置室 (24 時間以内) の使用	市内居住者	市外居住者
	1,300 円	5,200 円

(3) 利用状況 (平成 25 年度)

区 分		件 数	区 分		件 数
大 人	市 内	1,874 件	死産児	市 内	34 件
	市 外	428 件		市 外	12 件
子ども	市 内	5 件	身体の一部等		1,069.1kg
	市 外	2 件	安置室使用		52 件

6 川副葬祭公園 5-3

(1) 施設の概要

- ① 位 置 佐賀市川副町大字犬井道 5722 番地
- ② 敷地面積 3,105 m²
- ③ 建築面積 176 m²
- ④ 建物構造 軽量鉄骨平屋建
- ⑤ 施設内容
玄関ホール、休憩室（2 室）、事務室、湯沸室、便所、炉前ホール、機械室、火葬炉 2 基、駐車場（20 台収容）
- ⑥ 着工及び竣工 昭和 51 年 12 月 20 日着工 昭和 52 年 3 月 31 日竣工
- ⑦ 業務開始 昭和 52 年 6 月 1 日
- ⑧ 事業費 6,250 万円

(2) 使用料

平成 26 年 4 月 1 日現在

① 遺がいの火葬（1 体につき）	市内居住者	市外居住者
大 人	5,000 円	60,000 円
子ども（12 歳未満）	3,000 円	40,000 円
死産児	2,000 円	20,000 円
② 改葬遺がいの火葬（1 体につき）	市内居住者	市外居住者
	2,000 円	10,000 円
③ 身体の一部等の焼却	市内居住者	市外居住者
	2,000 円	10,000 円

(3) 利用状況（平成 25 年度）

区 分		件 数	区 分		件 数
大 人	市 内	287 件	死産児	市 内	1 件
	市 外	14 件		市 外	1 件
子ども	市 内	1 件	身体の一部等	市 内	2 件
	市 外	0 件		市 外	0 件

7 東与賀火葬場 5-3

(1) 施設の概要

- ① 位 置 佐賀市東与賀町大字田中 172 番地 3
- ② 敷地面積 997 m²
- ③ 建築面積 167 m² (建床面積 144 m²)
- ④ 建物構造 鉄筋コンクリート一部 2 階建
- ⑤ 施設内容
待合室 (和室・ロビー)、拾骨室、炉前ホール、湯沸室、便所、倉庫、管理人控室、霊灰塔、駐車場、火葬炉 1 基
- ⑥ 着工及び竣工 昭和 61 年 12 月 10 日着工 昭和 62 年 4 月 25 日竣工
- ⑦ 業務開始 昭和 62 年 5 月 1 日
- ⑧ 事業費 5,318 万円

(2) 使用料

平成 26 年 4 月 1 日現在

① 遺がいの火葬 (1 体につき)	市内居住者	市外居住者
大 人	6,000 円	60,000 円
子ども (10 歳以下)	4,500 円	40,000 円
死産児	3,000 円	20,000 円
② 改葬遺がいの火葬 (1 体につき)	死亡後 3 年未満	死亡後 3 年以上
大 人	6,000 円	4,000 円
子ども (10 歳以下)	4,500 円	2,500 円
③ 身体の一部等の焼却	10 kg まで	10 kg を超え 1 kg 増すごとに
	1,000 円	100 円
④ 遺体安置室 (24 時間以内) の使用	市内居住者	市外居住者
	1,000 円	4,000 円

(3) 利用状況 (平成 25 年度)

区 分		件 数	区 分		件 数
大 人	市 内	281 件	死産児	市 内	4 件
	市 外	8 件		市 外	0 件
子ども	市 内	0 件	身体の一部等		0 件
	市 外	0 件	安置室使用		0 件

8 市税 5 - 4

(1) 市税の一覧

税目	区分	課税客体・納税義務者	申告書等提出期限	納期等
市 民 税		(個人) ・ 市内に住所を有する個人 (均等割、所得割) ・ 市内に事務所、事業所または家屋敷を有する個人で市内に住所を有しないもの (均等割) (法人) ・ 市内に事務所または事業所を有する法人 (均等割、法人税割) ・ 市内に寮、宿泊所等を有する法人で、当該市内に事務所または事業所を有しないもの及び市内に事務所、事業所を有する公益法人で収益事業を行わないもの (均等割) ・ 市内に事務所や事業所がある法人課税信託の受託者 (法人税割)	(個人) ・ 個人申告書 3月15日 ・ 給与支払報告書 1月31日 ・ 異動届出書 徴収する義務がなくなる事由が発生した月の翌月10日 (法人) ・ 中間申告 事業年度開始日から6カ月を経過した日から2カ月以内 ・ 確定申告 事業年度終了日の翌日から2カ月以内 (ただし、提出期限の特例あり)	(個人) ・ 普通徴収 第1期 6月1日～6月末日 第2期 8月1日～8月末日 第3期 10月1日～10月末日 第4期 12月1日～12月28日 ・ 特別徴収 6月から翌年5月までの徴収した月の翌月10日 (法人) 申告書の提出期限
固定資産税		固定資産 土 地 家 屋 償 却 資 産 } 当該固定資産の所有者	償却資産 1月31日	第1期 5月1日～5月末日 第2期 7月1日～7月末日 第3期 9月1日～9月末日 第4期 11月1日～11月末日
軽自動車税		原動機付自転車 軽自動車 小型特殊自動車 2輪の小型自動車 } 所有者または使用者	・ 取得申告 軽自動車等所有者等となった日から15日以内 ・ 廃車申告 軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内	5月11日～5月末日
市たばこ税		市内の小売販売業者に製造たばこを売り渡した「製造たばこの製造者」、「特定販売業者」または「卸売業者」	毎月の販売につき翌月末日までに申告・納付	
特 別 土 地 保 有 税			平成15年度以降、当分の間、新たな課税の停止	
入 湯 税		鉱泉浴場の入湯客	翌月15日までに申告・納付	
都市計画税		市街化区域内に所在する土地家屋の所有者		固定資産税と同じ
国有資産等所在市交 付 金		国・地方公共団体所有の 固定資産で貸付資産等 } 国 地方公共団体		6月30日

賦課期日	課税標準及び税率																																							
1月1日 (個人市民税のみ)	○個人市民税課税標準額 =総所得金額-所得控除額	○法人均等割																																						
		法人等の区分	税額																																					
	○個人所得割 税率=6／100	資本金等の額が50億円を超え 従業員数の合計数が50人を超えるもの	3,600,000円																																					
		資本金等の額が10億円を超え50億円以下 従業員数の合計数が50人を超えるもの	2,100,000円																																					
	○個人均等割 3,500円	資本金等の額が10億円を超え 従業員数の合計数が50人以下のもの	492,000円																																					
		資本金等の額が1億円を超え10億円以下 従業員数の合計数が50人を超えるもの	480,000円																																					
		資本金等の額が1億円を超え10億円以下 従業員数の合計数が50人以下のもの	192,000円																																					
		資本金等の額が1千万円を超え1億円以下 従業員数の合計数が50人を超えるもの	180,000円																																					
	○法人市民税課税標準額 =法人税額(国税)	資本金等の額が1千万円を超え1億円以下 従業員数の合計数が50人以下のもの	156,000円																																					
		資本金等の額が1千万円以下 従業員数の合計数が50人を超えるもの	144,000円																																					
	○法人税割 法人税額の14.7／100 (平成26年10月1日以降に 開始する事業年度分か ら法人税額の12.1／100)	上記以外の法人等		60,000円																																				
1月1日	・ 税率=1.4／100 ・ 免税点 土 地 30万円未満 家 屋 20万円未満 償 却 資 産 150万円未満																																							
4月1日	<table><tr><td rowspan="4">原動機付自転車</td><td>50cc以下</td><td></td><td>1,000円</td></tr><tr><td>50ccを超え90cc以下</td><td></td><td>1,200円</td></tr><tr><td>90ccを超えるもの</td><td></td><td>1,600円</td></tr><tr><td>ミニカー</td><td></td><td>2,500円</td></tr><tr><td rowspan="6">軽自動車</td><td>2輪のもの</td><td></td><td>2,400円</td></tr><tr><td>3輪のもの</td><td></td><td>3,100円</td></tr><tr><td rowspan="4">4輪以上 のもの</td><td>乗用 営業用</td><td>5,500円</td></tr><tr><td>乗用 自家用</td><td>7,200円</td></tr><tr><td>貨物 営業用</td><td>3,000円</td></tr><tr><td>貨物 自家用</td><td>4,000円</td></tr><tr><td rowspan="2">小型特殊自動車</td><td>農耕作業用のもの</td><td>1,600円</td></tr><tr><td>その他のもの</td><td>4,700円</td></tr><tr><td colspan="2">2輪の小型自動車</td><td>4,000円</td></tr></table>			原動機付自転車	50cc以下		1,000円	50ccを超え90cc以下		1,200円	90ccを超えるもの		1,600円	ミニカー		2,500円	軽自動車	2輪のもの		2,400円	3輪のもの		3,100円	4輪以上 のもの	乗用 営業用	5,500円	乗用 自家用	7,200円	貨物 営業用	3,000円	貨物 自家用	4,000円	小型特殊自動車	農耕作業用のもの	1,600円	その他のもの	4,700円	2輪の小型自動車		4,000円
原動機付自転車	50cc以下		1,000円																																					
	50ccを超え90cc以下		1,200円																																					
	90ccを超えるもの		1,600円																																					
	ミニカー		2,500円																																					
軽自動車	2輪のもの		2,400円																																					
	3輪のもの		3,100円																																					
	4輪以上 のもの	乗用 営業用	5,500円																																					
		乗用 自家用	7,200円																																					
		貨物 営業用	3,000円																																					
		貨物 自家用	4,000円																																					
小型特殊自動車	農耕作業用のもの	1,600円																																						
	その他のもの	4,700円																																						
2輪の小型自動車		4,000円																																						
	売り渡し本数1,000本につき5,262円(ただし、旧3級品は2,495円)																																							
	・ 宿泊する者 1人1泊につき150円																																							
1月1日	・ 税率=0.25／100																																							
	算定標準額の1.4／100 ※ 法で特別定めのあるものを除き、算定標準額は次のとおりである。 前年の3月31日現在において国有財産台帳等に記載された価格による。																																							

(2) 市税の調定状況

(単位：円・%)

科目		年度 区分	24年度		25年度	
			調定額	対前年比	調定額	対前年比
市民税	個人	現年分	10,623,610,365	103.9	10,815,856,080	101.8
		繰越分	286,102,019	79.1	222,049,220	77.6
		小計	10,909,712,384	103.0	11,037,905,300	101.2
	法人	現年分	2,840,934,000	95.6	3,067,639,400	108.0
		繰越分	26,488,162	88.9	22,362,908	84.4
		小計	2,867,422,162	95.5	3,090,002,308	107.8
	合計		13,777,134,546	101.4	14,127,907,608	102.6
固定資産税	現年分		11,877,514,300	93.9	11,868,818,400	99.9
	繰越分		370,297,470	82.6	300,879,768	81.3
	小計		12,247,811,770	93.5	12,169,698,168	99.4
	交付金		117,086,500	98.3	113,668,900	97.1
	合計		12,364,898,270	93.6	12,283,367,068	99.3
軽自動車税	現年分		486,261,000	102.6	501,577,900	103.2
	繰越分		19,626,288	83.7	16,566,369	84.4
	合計		505,887,288	101.7	518,144,269	102.4
市たばこ税	現年分		1,617,493,130	98.4	1,786,186,272	110.4
	繰越分		0	－	0	－
	合計		1,617,493,130	98.4	1,786,186,272	110.4
特別保有土地税	現年分		0	－	0	－
	繰越分		0	－	0	－
	合計		0	－	0	－
入湯税	現年分		24,063,900	121.5	24,579,750	102.1
	繰越分		0	－	0	－
	合計		24,063,900	121.5	24,579,750	102.1
都市計画税	現年分		1,364,654,000	93.0	1,343,376,500	98.4
	繰越分		44,325,032	83.6	35,837,777	80.9
	合計		1,408,979,032	92.6	1,379,214,277	97.9
総計	現年分		28,951,617,195	97.9	29,521,703,202	102.0
	繰越分		746,838,971	81.5	597,696,042	80.0
	合計		29,698,456,166	97.4	30,119,399,244	101.4

(3) 市税の決算状況

(単位：円・%)

科目		年度	24年度			25年度		
		区分	収入額	収納率	対前年比	収入額	収納率	対前年比
市民税	個人	現年分	10,524,117,851	99.1	104.1	10,725,956,793	99.2	101.9
		繰越分	138,933,916	48.6	91.2	112,805,102	50.8	81.2
		小計	10,663,051,767	97.7	103.9	10,838,761,895	98.2	101.7
	法人	現年分	2,834,077,326	99.8	95.6	3,059,648,218	99.7	108.0
		繰越分	7,775,170	29.4	101.5	6,830,373	30.5	87.9
		小計	2,841,852,496	99.1	95.6	3,066,478,591	99.2	107.9
	合計		13,504,904,263	98.0	102.1	13,905,240,486	98.4	103.0
固定資産税	現年分		11,778,433,640	99.2	94.2	11,805,447,760	99.5	100.2
	繰越分		128,460,396	34.7	84.7	99,079,142	32.9	77.1
	小計		11,906,894,036	97.2	94.1	11,904,526,902	97.8	100.0
	交付金		117,086,500	100.0	98.3	113,668,900	100.0	97.1
	合計		12,023,980,536	97.2	94.1	12,018,195,802	97.8	100.0
軽自動車税	現年分		477,525,175	98.2	102.8	493,911,804	98.5	103.4
	繰越分		9,723,691	49.5	95.4	7,831,355	47.3	80.5
	合計		487,248,866	96.3	102.6	501,743,159	96.8	103.0
市たばこ税	現年分		1,617,493,130	100.0	98.4	1,786,186,272	100.0	110.4
	繰越分		0	-	-	0	-	-
	合計		1,617,493,130	100.0	98.4	1,786,186,272	100.0	110.4
特別保有土地税	現年分		0	-	-	0	-	-
	繰越分		0	-	-	0	-	-
	合計		0	-	-	0	-	-
入湯税	現年分		24,063,900	100.0	121.5	24,579,750	100.0	102.1
	繰越分		0	-	-	0	-	-
	合計		24,063,900	100.0	121.5	24,579,750	100.0	102.1
都市計画税	現年分		1,353,270,244	99.2	93.3	1,336,203,871	99.5	98.7
	繰越分		15,189,291	34.3	85.0	11,712,955	32.7	77.1
	合計		1,368,459,535	97.1	93.2	1,347,916,826	97.7	98.5
総計	現年分		28,726,067,766	99.2	98.1	29,345,603,368	99.4	102.2
	繰越分		300,082,464	40.2	88.3	238,258,927	39.9	79.4
	合計		29,026,150,230	97.7	98.0	29,583,862,295	98.2	101.9

(4) 歳入に占める市税割合

区分 \ 年度	22年度	23年度	24年度	25年度
一般会計	90,565,262	91,635,238	88,760,750	90,436,183
市税	29,556,507	29,610,578	29,026,150	29,583,862
割合 (%)	32.6	32.3	32.7	32.7

(5) 原動機付自転車・軽自動車保有台数

各年4月1日現在

(単位：台)

種別	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
総数	93,735	96,475	97,731	99,666	101,462
原動機付自転車					
50cc以下	11,646	11,706	11,353	11,054	10,642
50ccを超え90cc以下	1,315	1,231	1,157	1,085	1,025
90ccを超えるもの	950	1,044	1,109	1,201	1,265
小計	13,911	13,981	13,619	13,340	12,932
軽自動車					
2輪のもの	2,017	2,104	2,079	2,103	2,092
3輪のもの	3	3	3	3	3
4輪乗用	48,220	50,429	52,283	54,722	57,253
4輪貨物	20,679	20,898	20,680	20,421	20,039
小計	70,919	73,434	75,045	77,249	79,387
自小型特種車					
農耕作業用	5,824	5,764	5,692	5,678	5,669
その他	468	490	487	517	558
小計	6,292	6,254	6,179	6,195	6,227
2輪の小型自動車	2,613	2,806	2,888	2,882	2,916

9 市民活動プラザ 5-1

(1) 施設概要

- ① 名 称 佐賀市市民活動プラザ
- ② 所 在 地 佐賀市白山2丁目1番12号 佐賀商工ビル7階
- ③ 開 館 平成14年4月1日
- ※ 平成26年4月1日から現在地に移転

④ 内 容

市民活動プラザは、佐賀市の市民活動の拠点として、多様な市民活動を育成し、支援すること、市民活動に関する情報を収集及び発信することを目的とした施設です。市民活動を知りたい、参加したい、いろんな人と交流したい、活動を広げたい、そんなあなたの市民活動を応援します。

ア 団体の活動に利用したい

- ☐ レターケース
- ☐ ロッカー
- ☐ 活動共同スペース

イ ボランティアやNPOの活動情報を知りたい、自分たちの活動を発信したい

- ☐ 情報コーナー

ウ 市民活動の困りごとを相談したい

- ☐ 相談支援窓口

エ チラシ・ポスターや資料などをつくりたい

- ☐ ワーキングルーム

オ 子どもを連れて活動したい

- ☐ 親子交流サロン

カ 打合わせや会議、講習会やセミナーを開きたい

- ☐ 小・中会議室 7階
- ☐ 小・大会議室 4階

キ 簡単な打ち合わせや作業をしたい

- ☐ ミーティングフロア

10 市民活動推進 5-1

(1) 市民活動推進事業

① 啓発事業

市民及び行政内部に対して、市民活動団体や協働などについての基礎的な理解を深める事業を実施する。

ア 市民活動に関する研修（平成 25 年度実績）

開催日時	講座名	参加者数（人）
8/6 14:00～16:30	協働に関する職員研修 （協働推進窓口担当職員及び希望職員を対象）	21
8/7 9:30～11:30	協働に関する職員研修 （平成 24 - 25 年度新任係長及び希望職員を対象）	23
8/7 14:00～16:30	協働に関する職員研修 （協働推進窓口担当職員及び希望職員を対象）	21
8/8 9:00～11:50	協働に関する職員研修 （平成 24 - 25 年度新任係長及び希望職員を対象）	23

イ 協働に関する市民向け講座（平成 25 年度実績）

“それ、なに！？どうすれば！？私たちにもできるの！？「協働」おもしろ大百科”
「協働」を分かりやすく、身近なものとして理解してもらうために、

- i 「講談風ナレーション」
- ii 「佐賀にわか風寸劇」
- iii 「協働指針を基にした解説」

で構成するプログラムを創作し、市内 2 ヶ所で上演した。（認定特定非営利活動法人地球市民の会との協働事業）

② 情報の提供／交流事業

市民と行政との協働を行っていくために、市民と情報を共有する。同様に、市民活動団体の情報を把握・整理し発信する。

ア 市報や市ホームページによる広報及び各種の広報媒体による情報提供

イ 市民活動団体ガイドブック 2013 年度版の更新

ウ 支援事業説明会・意見交換会の開催

③ 協働推進窓口

市民活動団体等が行政に活動を周知したり、理解や協力、協働事業の取り組みを働きかけたりしたい時に、いつでも対応できるように特定非営利活動促進法の 20 分野に対応する佐賀市の部署に担当者を配置している。（平成 15 年 12 月より運用開始）

関係者が一堂に会して協働事業の話し合いを行い、双方で顔の見える関係づくりを推進する。

(2) 市民とのパートナーシップ推進事業

市民活動団体の主体的な企画・立案・実施による地域の課題解決事業の提案を協働の取り組みとして委託し実施することで、市民活動団体と行政との協働による取り組みの促進と地域の課題解決を図る。

① 平成 25 年度実績

市民活動団体からの協働での事業実施の希望を調査し、実現に向けて協働相手課と協議を重ねることで、相互理解と提案事業の質の向上を図った。

ア 「協働にチャレンジ！」部門 （委託：1 事業）

(3) 市民活動補償制度

市民活動を実践する活動者等が市民活動中に怪我をした場合や死亡した場合、あるいは活動の参加者等に損害を与えた場合などに補償を行う。

① 市民活動補償制度の特徴

ア 市内に活動拠点を置く市民活動団体の広く公共の利益を目的とした市内における自発的な無報酬の活動が対象。

イ 補償対象となる方は指導者や活動者、活動を伴う参加者で、単なる観覧者や活動を伴わない参加者などは除く。

ウ 保険料は市が全額負担。

エ 申し込みや事前登録手続きは不要。

オ スポーツ活動や、活動地と自宅等の往復途上時の事故などは対象に含まない。

② 平成 25 年度事故受付件数（平成 26 年 5 月末時点）

傷害事故 18 件、賠償責任事故 0 件

(4) 協働ステップアップ事業

職員や市民の協働への意識向上を図り、より具体的で効果的な協働の取り組みを進めていくために次の取り組みを行う。

① 平成 25 年度実績

ア 庁内に対する協働事業の実態調査

協働の取り組みの実態調査：全庁に対してのアンケートを実施

〔平成 25 年度協働事業実績 197 事業〕

イ 企業に対する社会貢献活動に関する意識調査の実施。

ウ 啓発広報

市報特集号で協働の説明及び事例の掲載を行った。

エ 人材育成

協働推進職員との意見交換会・研修会（年 2 回）

(5) 市民活動拠点運営事業（市民活動プラザ）

① 市民活動プラザ設置の趣旨

佐賀市の市民活動の拠点施設として、多様な市民活動を育成及び支援すること、市民活動に関する情報の収集及び提供に関することを目的として設置した。運営管理については特定非営利活動法人佐賀県 CSO 推進機構を指定管理者とし、市民組織主体の施設運営と市

民活動支援を行っている。

② 貸出施設の利用案内

ア 申し込み 使用日の属する月の4カ月前の月の初日からインターネットか市民活動プラザ窓口で受付

イ 休館日 年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）

ウ 利用時間 午前9時から午後10時まで

③ 会議室等の利用料金について

ア 会議室

種 類	数	単位	利用料金
大会議室（36人程度）	1	1時間	2,500円（500円）
中会議室（18人程度）	3	1時間	1,500円（300円）
小会議室（12人程度）	3	1時間	1,000円（200円）

※（ ）は市民活動目的利用の場合

イ その他の設備

種 類	数		利用料金
活動共同スペース	6ブース		月 5,000円
ロッカー	大	5個	月 500円
	中	42個	月 300円
	小	48個	月 200円
レターケース	264団体分		無 料

※ 活動共同スペース、ロッカーの年間利用料金を4月に前納すると、9割の金額

ウ コピー機

種 類	内 容	利 用 料 金	
コピー機	白黒・2色	A4・B5	5円／1枚
		A3・B4	10円／1枚
	カラー	A4・B5	30円／1枚
		A3・B4	50円／1枚

エ 印刷機（用紙持参）

種 類	内 容	利 用 料 金
印刷機	製版	50円／1枚
	印刷	0.5円／1枚

オ 市民活動プラザの利用状況（注）

項 目	平成24年度実績	平成25年度実績
来場者数	69,052人	68,454人
会議室利用率	52.2%	51.6%
利用登録団体数	990団体	1,095団体
レターケース利用団体	240団体	239団体

※ 平成25年度までは、アイ・スクエアビルに設置

(6) 市民活動プラザにおける市民活動支援のための各種事業

① 平成 25 年度相談支援及び情報収集・発信事業

市民活動等に関する各種相談に対応し、相談者の疑問や悩みの解決の手助けをすること、市民活動等に関する各種情報を収集し発信することで市民活動団体の支援と活動の活性化を図ることを目的として実施した。

ア 受託団体：特定非営利活動法人佐賀県ＣＳＯ推進機構

イ 相談支援実施時間：月曜日から金曜日の 13 時から 19 時

ウ 実施場所：市民活動プラザ

エ 相談支援件数（指定管理分除く）：102 件

オ 情報収集・発信件数（指定管理分除く）：1,829 件

② 平成 25 年度人材育成事業

佐賀市の市民活動活性化のために必要と思われる人材を育成することを目的とし、実施した。

ア 受託団体：特定非営利活動法人ＩＴサポートさが

イ 実施回数：22 回、参加者数（延べ）：232 人

③ 平成 25 年度交流連携事業

市民活動団体、企業、行政などの異なる業種が情報交換や意見交換できる機会を提供し、異なる業種・分野での交流がすすむ機会を提供することを目的とし、実施した。

ア 受託団体：認定特定非営利活動法人佐賀県ＣＳＯ推進機構

イ 実施回数：2 回、参加者数（延べ）：41 人

(7) 佐賀市市民活動応援制度「チカラット」

市民活動団体が行う公益的な事業に対して、市民が応援したいと思う事業を選んで届出（投票）し、その投票数に応じて、市民活動団体へ補助金を交付する。（平成 23 年度から制度開始）

① 平成 25 年度実績

ア 団体からの申請受付状況

募集期間 1 月 11 日から 2 月 12 日

申請団体 42 団体 ※4 団体取り下げ

イ 市民届出(投票)結果

投票対象事業 38 事業(団体)

投票期間 6 月 3 日から 7 月 3 日

投票総数 16,880 票

有効投票数 15,429 票

無効投票数 1,451 票

ウ 補助金の確定

交付事業 37 事業(団体) ※1 団体取り下げ

交付確定額 5,604,447 円

1 1 地域審議会 5-2

(1) 目的（平成 17・19 年度に設置）

平成 17 年 10 月の市町村合併、さらには平成 19 年 10 月の市町合併により、旧町村が周辺地域となることで、住民の意見が市の施策に反映されにくくなるという懸念を払拭するために、地域の意見を聞きながら、よりよい地域づくりができるよう、合併前の旧町村を単位として設置する。

(2) 概要

① 設置区域

ア 旧諸富町、旧大和町、旧富士町、旧三瀬村の区域ごとに設置

イ 旧川副町、旧東与賀町、旧久保田町の区域ごとに設置

② 設置期間

ア 平成 17 年合併の区域…平成 27 年 3 月 31 日まで

イ 平成 19 年合併の区域…平成 29 年 3 月 31 日まで

③ 所掌事務

新市建設計画及び合併新市基本計画の変更、進捗に関する事項、合併後の佐賀市の基本構想の作成及び変更に関する事項、地域振興のための基金の活用に関する事項等について市長の諮問に応じて、審議、答申する。また、地域の振興に関し、必要と認める事項について、市長に意見を述べることができる。

④ 委員の構成

各地域審議会の設置区域に住所を有する者のうち、自治会を代表する者、公共的団体等を代表する者、学識経験を有する者、公募により選任された者で構成され、15 名以内の委員により組織する。

(3) 実績（平成 25 年度）

審 議 会 名	開催回数	答申、意見数
諸 富 地域審議会	3 回	0 回
大 和 地域審議会	3 回	0 回
富 士 地域審議会	3 回	0 回
三 瀬 地域審議会	5 回	0 回
川 副 地域審議会	3 回	0 回
東与賀 地域審議会	3 回	0 回
久保田 地域審議会	2 回	0 回

1 2 交通安全・防犯 2-7

(1) 交通安全対策

交通安全を確保するため、警察などの関係機関と連携し、高齢者や幼児、児童への交通安全教育や、佐賀市交通安全指導員などとの交通安全運動を積極的に啓発する事業。

○ 交通事故発生状況

平成 23 年			平成 24 年			平成 25 年		
発生	死者	傷者	発生	死者	傷者	発生	死者	傷者
3,340	12	4,409	3,244	11	4,200	3,264	15	4,338

(2) 暴走族等追放対策

暴走族のいない安全で安心な市民生活の構築は市民全体の願いである。そのため、暴走族への加入防止、暴走族からの離脱促進といった活動に市民自らが携わり、暴走族等を許さない社会環境を実現するための事業。

① 暴走族追放条例の制定、施行

『暴走族等追放条例』を制定し、暴走族等の追放に関して、市はもとより、市民、保護者等の責務を明らかにし、また、暴走行為をあおる行為を規制することで、暴走族等のいないまちづくりを推進し、もって市民生活の安全と平穏を確保する。

② 佐賀市暴走族追放審議会の設置、運営

条例施行に合わせ、佐賀市暴走族追放審議会（委員 18 名以内）を設置し、本市の暴走族の実情に合わせた効果的な暴走族等の追放のための施策や重点区域及び重点禁止区域の指定について審議していく。

(3) 交通災害共済制度

交通事故による災害の財政的負担を軽減し、生活を安定させ、交通安全と交通事故防止に対する意識の高揚を図るため、佐賀県市町総合事務組合が運営主体となり実施する事業。

① 制度のあらまし

- 市民であれば、だれでも年額一人 500 円の掛金で加入できる。
- 共済期間は 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで。4 月 1 日以降の加入の場合、共済期間は手続き完了日の翌日からとなる。翌年度分の受付けは、2 月 1 日から開始する。

② 災害見舞金表

区 分	災 害 の 程 度	見舞金額
交通事故証明書有り	死 亡	100 万円
	自賠法施行令別表第 1 及び別表第 2 の第 1 級に該当する後遺障害	80 万円
	入院・通院実日数 200 日以上	20 万円
	〃 150 日以上	15 万円
	〃 100 日以上	10 万円
	〃 75 日以上	7 万 5 千円
	〃 50 日以上	5 万円
	〃 25 日以上	3 万円
	〃 10 日以上	2 万円

区 分	災 害 の 程 度	見舞金額
現認書の み	〃 25 日以上	2 万円
	〃 10 日以上	1 万 2 千円

ア 対象となる交通事故

国内で一般交通の用に供する道路、公共駐車場、鉄道、定期航路等において、自転車、バイク、自動車、電車、定期旅客船・フェリー・旅客航空機等の走行（運行中）の交通事故による人身事故。または、歩行中のこれらの交通乗用具との衝突。

イ 対象とならない事故

交通事故の原因が加入者の故意、無免許、自殺、犯罪行為、天災等による場合。

私有地、公園、広場、河川敷等の一般に通行できない場所での事故。

③ 佐賀県市町交通災害共済制度の加入実績

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
加 入 者 数 (人)	20,105	18,967	17,198
年 掛 け 金 (円)	500	500	500
掛け金（保険料）合計 (円)	10,052,500	9,483,500	8,599,000
加 入 率 (%)	8.5	8.0	7.3

(4) 生活安全対策

市民の生活安全意識の高揚、自主的な生活安全運動の推進、及び生活安全のための環境整備を図り、もって安全で住み良い社会を実現するための事業。

① 生活安全推進条例の制定、施行

市民の生活安全を確保するため、市及び市民等の責務を明らかにし、生活安全のための啓発活動や自主的活動を推進し、市民生活の安全と安心を確保する。

② 佐賀市生活安全推進協議会の設置、運営

条例施行に合わせ、佐賀市生活安全推進協議会（委員 20 名以内）を設置し、市民の生活安全の確保を推進するための対策などについて協議、意見する。（年間 2 回開催予定）

(5) 防犯対策

青少年の非行や犯罪を抑止又は防止するための啓発活動や自主防犯活動を推進し、犯罪の発生を減少させるための事業。

○ 犯罪発生状況 (単位：件)

平 成 23 年			平 成 24 年			平 成 25 年		
窃盗犯	その他 刑法犯	計	窃盗犯	その他 刑法犯	計	窃盗犯	その他 刑法犯	計
2,689	515	3,204	2,351	607	2,958	2,379	598	2,977

(6) 防犯灯対策

市民等の夜間における犯罪及び交通事故を抑止し、生活安全を確保するため、防犯灯の設置を推進する。その防犯灯を維持管理する自治会等を支援する事業。

① 防犯灯設置助成金制度（平成 25 年度）の内容

助 成 金 の 区 分			助 成 対 象 経 費	助成限度額
設 置 費	新 規 設 置	新たに電柱等に設置	1灯当たり設置に要した経費 の2分の1	3,000円
		新たに灯柱を立てて設置	1基当たり設置に要した経費 の2分の1	15,000円
		新たに電柱等に設置(LED灯)	1灯当たり設置に要した経費 の2分の1	4,000円
		新たに灯柱を立てて設置(LED灯)	1基当たり設置に要した経費 の2分の1	16,000円
補 修 費	補 修	灯柱を取り替える場合	1基当たり補修に要した経費 の4分の3	9,000円
		防犯灯の照明部分を補修する場合	1灯当たり補修に要した経費 の4分の3	3,900円
	切 替	蛍光灯等へ切り替え	1灯当たりに要した経費の4分 の3	3,000円
		LED灯等へ切り替え	1灯当たりに要した経費の4分 の3	5,000円
	取 替	蛍光管を取り替える場合	1灯当たりに要した工賃の2分 の1	500円
		白熱球を取り替える場合	1灯当たりに要した工賃の2分 の1	400円
維 持 費	電 気 料		4月分の1基当たり電気料×12 ヶ月分の10分の10以内	600円

※ 佐賀市社会福祉協議会にも同趣旨の制度がある。

② 防犯灯助成の実績

区 分		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
助 成 件 数	新設灯数	197 灯	169 灯	137 灯
	補修灯数	149 灯	108 灯	69 灯
	切替灯数	444 灯	600 灯	712 灯
	取替灯数	2,272 灯	1,908 灯	1,449 灯
	電気料助成灯数	13,565 灯	13,878 灯	14,089 灯
助 成 金 額		12,926,044 円	13,533,896 円	13,805,688 円

1 3 消費生活 2-7

(1) 消費者啓発

経済社会環境の変化に即応し、自主的かつ合理的に行動する自立した消費者を育成・支援するための事業。

① 消費生活展の開催

消費生活に関するさまざまな知識や情報を提供し、自主的・主体的に行動する契機とし、消費生活を豊かにするために開催する。

② 「消費者月間・消費者の日」記念行事

5月の「消費者月間」、5月30日の「消費者の日」にあわせ、消費者意識の喚起を目的として、街頭啓発キャンペーンや講演会等の消費者啓発事業を実施する。

③ 「夏休みおもしろ雑学講座」

小学生とその保護者を対象に、金銭教育、佐賀の産業や食についての体験型講座を3回シリーズで開催し、物の価値や考え方について学ぶことで、子どもの将来の消費生活に係る価値判断や意思決定能力を育む機会を提供する。

④ 地域消費者講座開催

申請により、地域の各種団体、グループ等に出前講座や講師の派遣を行う。

○ 地域消費者講座開催件数と参加人数

年 度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
開 催 件 数	35 件	23 件	51 件
参 加 人 数	1,443 人	856 人	1,763 人

⑤ 各種広報媒体による啓発

複雑多様化する消費者問題に対応するための情報を、市報や市ホームページに掲載するほか、民生委員会、地域包括支援センター（おたっしや本舗）、ケアマネージャーにチラシ、メールにより配信する。

また、大学の入学式、学園祭、地域イベントなどの会場での啓発活動を実施する。

(2) 消費者団体の育成

各種消費者団体の活動に対する支援、助言、補助金の交付等を行う。

(3) 消費者保護

① 消費生活相談

消費者と事業者との間に生じた苦情・トラブル等の相談に対して、消費生活専門相談員が、解決のための助言及び斡旋を行う。

ア 相談窓口一覧

相 談 窓 口	相 談 日 時	電話番号
佐賀市消費生活センター	月～金曜日 9:00～16:00	40-7087
諸富支所	第2・第4木曜日 9:00～15:00	47-2133
大和支所	毎週水曜日 9:00～15:00	51-2435
富士支所	第2・第4火曜日 9:00～15:00	58-2113

相 談 窓 口	相 談 日 時	電話番号
三瀬支所	第 2 金曜日 9 : 00～15 : 00	56－2111
川副支所	毎週月曜日 9 : 00～15 : 00	45－8911
東与賀支所 (東与賀保健福祉センター)	第 1・第 3 木曜日 9 : 00～15 : 00	45－1023
久保田支所	第 1・第 3 金曜日 9 : 00～15 : 00	68－3137

※ 支所の相談窓口は予約制で、相談日前日 12 時までの受付

イ 消費生活相談件数

年 度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
相 談 件 数	1,861 件	1,865 件	1,862 件

ウ 消費生活相談内容（平成 25 年度、上位 10 位）

順位	内 容	件 数 (%)
1	デジタルコンテンツ（主にアダルトサイト）	271 件（14.6%）
2	多重債務（主にフリーローン・サラ金）	168 件（9.0%）
3	健康食品（主に送り付け商法）	135 件（7.3%）
4	不動産貸借（主に敷金）	69 件（3.7%）
5	リフォーム工事	68 件（3.7%）
6	インターネット回線契約	62 件（3.3%）
7	金融商品（投資商法）	61 件（3.3%）
8	自動車	55 件（3.0%）
9	結婚相談所・祈祷	50 件（2.7%）
9	新聞	50 件（2.7%）
10	携帯電話	28 件（1.5%）

② 多重債務者対策会議の開催

多重債務者に対する相談体制を整え、関係各課の緊密な連携の下、効果的な支援、課題解決を図るために課長会議、担当者会議を開催する。

③ 消費生活関連法の立入検査

- ア 消費生活用製品安全法による立入検査
- イ 家庭用品品質表示法による立入検査
- ウ 電気用品安全法による立入検査
- エ 計量法による量目立入検査

(4) 消費者行政活性化事業

地方消費者行政の充実強化のため、消費者行政活性化交付金制度を活用し、活性化事業を行う。

- ① 相談役（弁護士）の配置による高度な専門相談への対応
- ② 弁護士による夜間相談会の開催
- ③ 消費生活センターの周知のための市営バス車内アナウンス等広告掲載
- ④ 消費者トラブル防止と消費者力向上のためのタウン誌への広告掲載
- ⑤ 佐賀大学と連携した一般市民対象の消費生活講座を 4 回シリーズで開催
- ⑥ 消費生活啓発パンフレットの作成配布